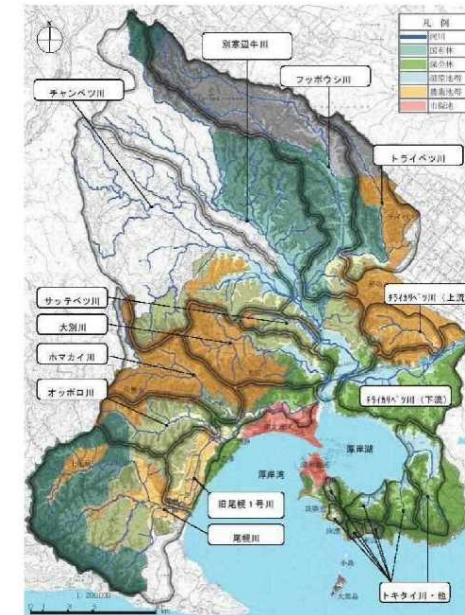


今回公表する「流域水循環計画」

	計画名	提出機関名
1	第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一部	厚岸町
2	佐久地域流域水循環計画	佐久地域流域水循環協議会
3	第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画	小金井市
4	世田谷区みどりの基本計画の一部	世田谷区
5	大垣市エコ水都環境プランの一部	大垣市
6	第2次日光市環境基本計画の一部	日光市
7	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度改訂版）	長崎県

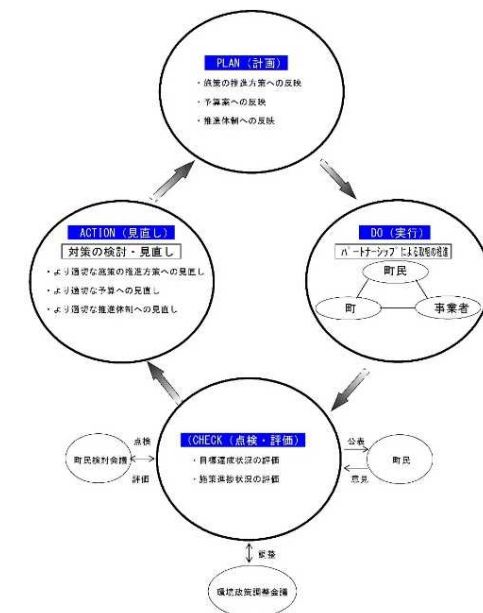
【新規】「第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」の概要

計画名	第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一部 (R2.3策定)		
提出機関名	厚岸町	対象地域	厚岸町全域
メイン課題	かん養・水質保全		
計画概要	めざす環境の姿『持続可能な産業と生活のために』を実現するために、町、町民、事業者が協働で環境保全に取り組み、それぞれが自主的に行動していくための総合的かつ具体的な計画として取りまとめ、関係者の役割や取組みの方向を明らかにした計画		
計画の特徴	厚岸湖などの豊かな自然を有しており、良好な環境の保全のために、「健全な水資源の循環」に取り組む。計画推進時には行政や町民の他に操業する上で自然環境の保全が必要不可欠な漁業や酪農業事業者等を加えた「町民検討会議」が評価や点検を行う計画。また各施策には持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を記載		



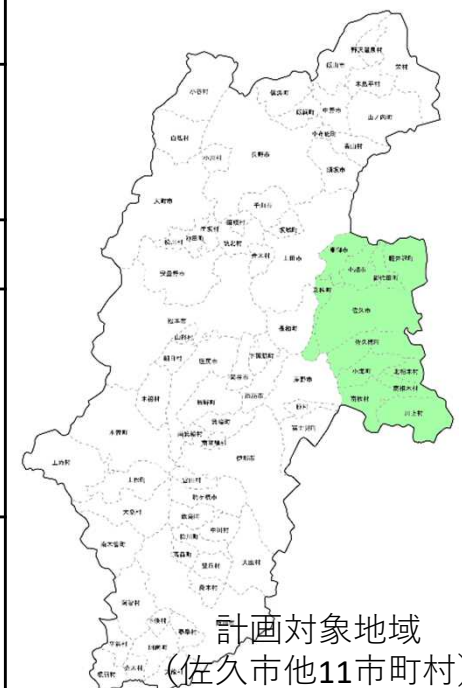
計画対象地域 (厚岸町全域)

【実施体制】		厚岸町環境審議会・厚岸町環境基本計画町民検討会議	
地方公共団体	都道府県	-	<p>○計画の進行管理</p> <p>(1) 数値で表すことができない目標は、年度途中に関係部署において施策の実施状況や課題の整理、中間評価などを行い、「厚岸町環境政策調整会議」において施策の効果や実効性を改めて点検 更に、町、町民、事業者で構成される「厚岸町環境基本計画町民検討会議」で点検・評価</p> <p>(2) 数値で表すことができる削減目標を含むすべての目標は、その結果報告書を作成・公表 それについて町民の意見を聞いたうえで、「厚岸町環境政策調整会議」において、施策の効果や実効性を改めて点検し、施策の優先順位や実施時期などを調整の上、「厚岸町環境基本計画町民検討会議」で点検・評価</p> <p>(3) 進行中の施策・事業は毎年定期的に、課題の整理・評価を実施</p> <p>(4) 進行状況の評価、状況の変化に対応した計画の適切な見直しも実施</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局	-		
有識者	-		
事業者	○		
団体 (NPOなど)	○		
住民	○		
その他 ()	-		



【新規】「佐久地域流域水循環計画」の概要

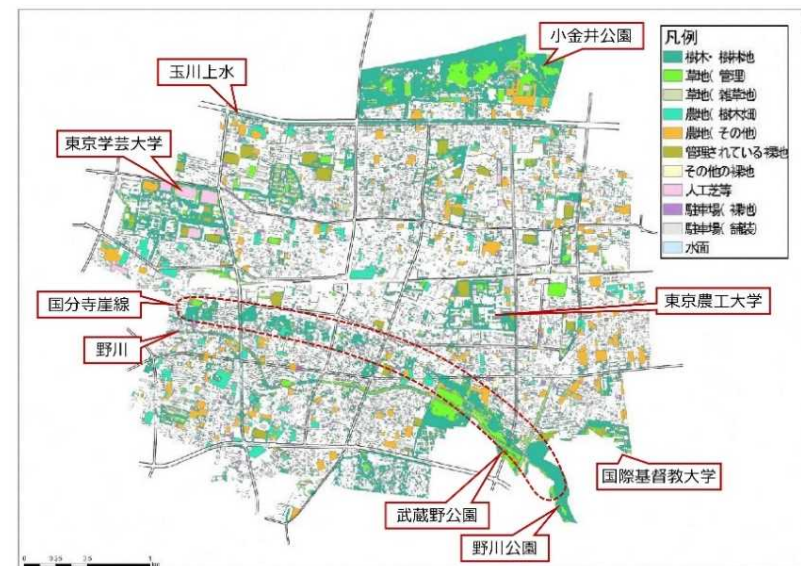
計画名	佐久地域流域水循環計画（R3.8策定）		
提出機関名	佐久地域流域水循環協議会	対象地域	佐久地域(小諸市,佐久市,東御市,小海町,川上村,南牧村,南相木村,北相木村,佐久穂町,軽井沢町,御代田町,立科町)
メイン課題	地下水・かん養・水環境		
計画概要	地下水盆を共有している佐久地域12市町村で協議会を設立し、地下水等水資源が地域共有の貴重な財産であることと信濃川水系最上部の地域として健全な水循環の維持又は回復する責任があることを認識し、「将来にわたり水の恩恵を享受できる佐久地域」を将来像として、健全な水循環を守り、育みながら、有効活用することにより、地域社会へ寄与して将来世代へ多様な水文化を継承していくためのマスタープラン		
計画の特徴	佐久地域12市町村で設立した協議会で、地域全体の水資源の将来像実現のための方向性について関係市町村が認識を共有し、水循環基本計画に位置付けられている市町村間連携あるいは地域住民・団体・事業者との協働などによる「流域マネジメント」により、効率的・効果的に将来像の実現を図る計画		



【実施体制】		佐久地域流域水循環協議会（策定組織：佐久地域流域水循環研究検討委員会・専門部会）	
地方公共団体	都道府県	○	○計画の進行管理 (1) 今後は、各地域における課題や優先度などの実情に合わせ、地域連携の方向性に留意し、実行計画（アクションプラン）の策定や、各市町村における既存計画に水循環に関わる取組を定めることにより、行政・住民・団体・事業者などが一体となって、将来像の実現に取り組む (2) 市町村より実行計画等の実施状況について集約し、評価することにより計画内容や連携体制の改善を図り、計画の効率的な推進を図る体制を整備 (3) 特に、「山地（涵養域）」、「盆地・低地（涵養域）」、「盆地・低地」の地域間の連携、複数の施策・取組に寄与する活動に対して重点的に労力・資財を集約することによる効率化、P D C Aサイクルに基づく効果の事後評価に応じた取組の見直しや重点化など、既定の枠組みにとらわれない実効性の高い運用とするためには、佐久地域が一体的に連携して、関係者が柔軟に協力し合いながら取り組むことが不可欠
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		○	
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	

【新規】「第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画(第3次小金井市環境基本計画※)」の概要

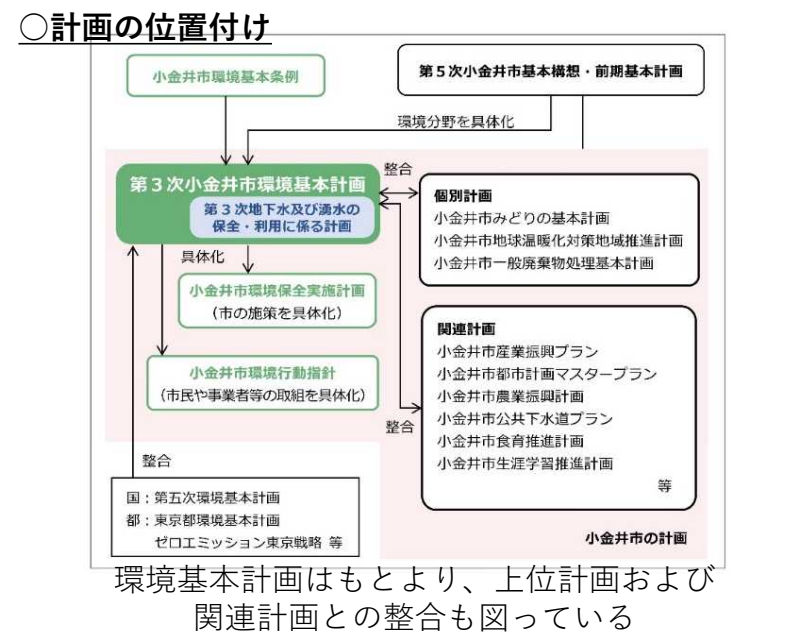
計画名	第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画 (R3.3策定)		
提出機関名	小金井市	対象地域	小金井市全域
メイン課題	地下水・かん養・水環境		
計画概要	令和2年6月に閣議決定された水循環基本計画の「流域マネジメントの更なる展開」、「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」等の主旨を踏まえて、関係者が連携・協力して水循環の回復・実現に向けて取り組んでいく計画		
計画の特徴	環境基本計画の施策群と連携・整合を図りつつ、地下水条例に基づき地下水及び湧水の保全・利用を定めることとなっており、計画の推進においても環境審議会での評価とは別に地下水保全会議での分析・アドバイスも反映させ、地下水に関する様々な施策に取り組む計画		



計画対象地域 (小金井市全域)

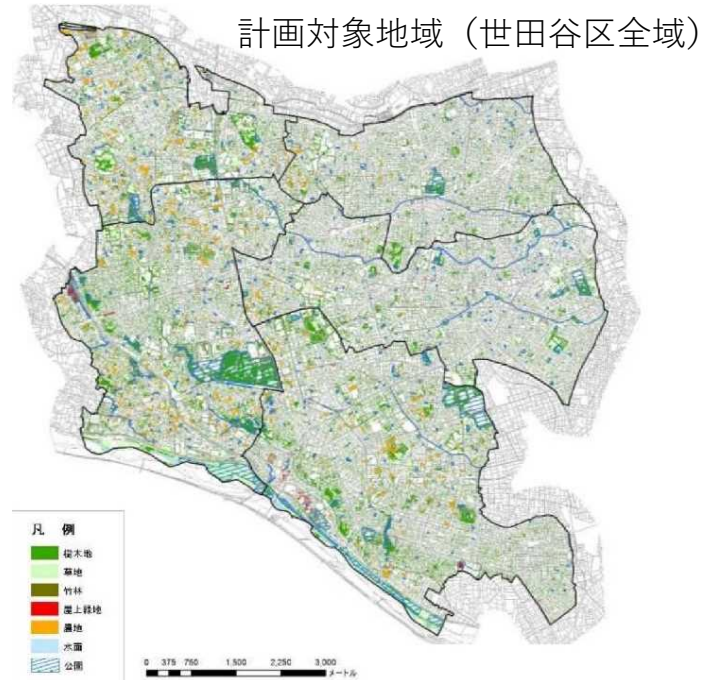
※条例により小金井市環境基本計画の中に定めるものと位置付けられている

【実施体制】		小金井市環境審議会・小金井市地下水保全会議	
地方公共団体	都道府県	-	<p>○計画の進行管理(PDCA)</p> <p>(1)市・市民・市民団体・事業者・教育機関等の各主体が連携・協働し、お互いの強みをいかして積極的に連携・協働しながら推進</p> <p>(2)「小金井市環境審議会」における評価や「小金井市地下水保全会議」による情報分析やアドバイスなどを踏まえて推進</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		-	
	有識者	○	<p>PLAN</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶本計画の策定 ▶必要に応じた計画の中間見直し <p>Do</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶本計画及び環境基本計画に基づく、各主体による地下水及び湧水の保全・利用に係る取組の実行 <p>CHECK</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶「小金井市環境保全実施計画」等による、環境保全施策(地下水及び湧水の保全・利用に係る施策を含む)の進捗状況の把握 ▶環境審議会による環境保全施策(同上)の評価 ▶地下水保全会議による情報分析やアドバイス <p>ACTION</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶「小金井市環境保全実施計画」への反映 ▶必要に応じた予算措置への反映 ▶環境報告書の作成・公表
	事業者	○	
	団体 (NPOなど)	○	
	住民	○	
	その他 ()	-	

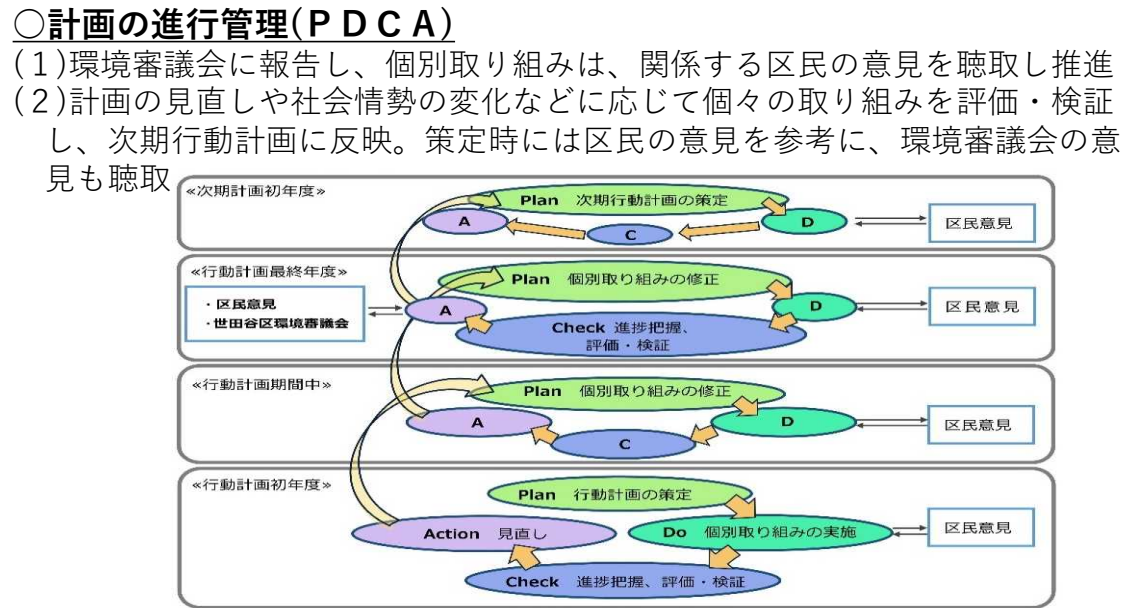
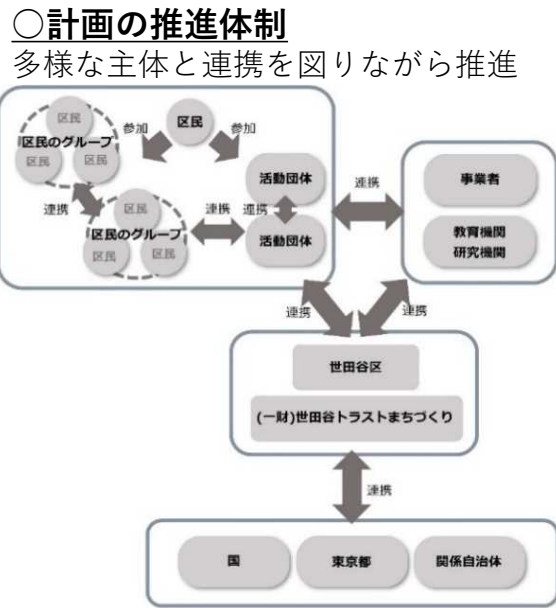


【新規】「世田谷区みどりの基本計画」の概要

計画名	世田谷区みどりの基本計画の一部（H30.3策定）		
提出機関名	世田谷区	対象地域	世田谷区全域
メイン課題	地下水・かん養・水環境		
計画概要	世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全や創出を推進する取り組みの全体像を示した計画		
計画の特徴	本計画の「みどり」は、樹木、樹林地の他に地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と人の関わりによる文化や歴史的なみどりの要素に含めて捉えており、みどりの量を十分に確保し(崖線や涵養地の保全など)、みどりの質を向上させ(水辺環境の再生など)、行政と区民が協働することにより適正な水循環の回復を図る計画		

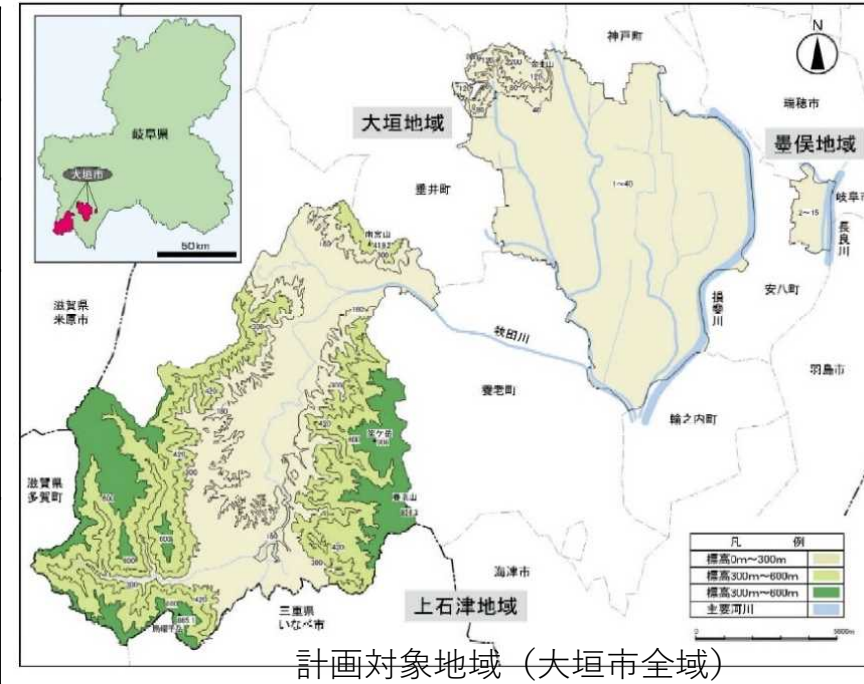


【実施体制】		世田谷区環境審議会
地方公共団体	都道府県	-
	政令指定都市	-
	市区町村	○
国の地方支分部局		-
有識者		○
事業者		○
団体（NPOなど）		○
住民		○
その他（ ）		-



【新規】「大垣市エコ水都環境プラン」の概要

計画名	大垣市エコ水都環境プランの一部（H30.3策定）		
提出機関名	大垣市	対象地域	大垣市全域
メイン課題	地下水・水質保全・水環境		
計画概要	平成27年に閣議決定された「水循環基本計画」において示された水循環に関する施策体系や平成28年に岐阜県が改定した「第5次環境基本計画」の基本方針を踏まえて、古くから「水の都」と呼ばれるほど豊富な地下水を継承するために、地下水の保全・有効利用を図る計画		
計画の特徴	本計画は環境基本計画ではあるが、自噴水で泉ができるなど地下水が豊富な大垣市は「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣」を望ましい環境像に位置付け、地下水や生物・森林の保全等を目標にし、行政・市民・事業者等が取り組む計画		



【実施体制】		大垣市環境審議会	
地方公共団体	都道府県	○	<p>○計画の推進体制</p> <p>行政はもとより市民や事業者、各種団体等と各種の取り組みを協働して実践していくとともに、大垣市環境審議会から必要な助言を受けながら、随時取り組み内容を見直しながら推進</p>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		-	
	有識者	○	
	事業者	-	
	団体（NPOなど）	○	
	住民	○	
	その他（校長会）	○	

【新規】「第2次日光市環境基本計画」の概要

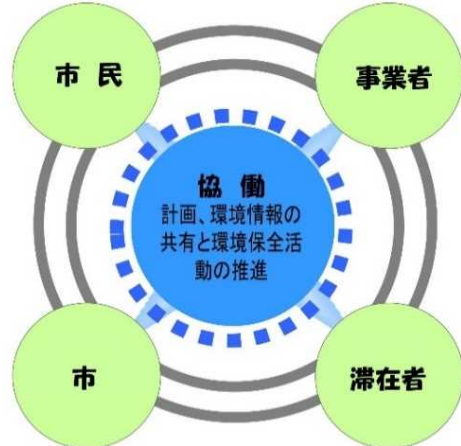
計画名	第2次日光市環境基本計画の一部（R元.12策定）		
提出機関名	日光市	対象地域	日光市全域
メイン課題	地下水・かん養・水質保全		
計画概要	環境像として『多彩な環境交流を楽しみ、育む 持続可能な都市・日光』を定め、市民・事業者をはじめ、日光市を観光などで訪れる多くの滞在者が、地域のみならず地球規模の環境問題まで関心を持って、環境保全に向けた取り組みの“道しるべ”となる計画		
計画の特徴	観光で訪れる滞在者も含めて、地下水や河川の水質保全、水源涵養機能の向上や水循環の保全再生を目標に取り組んでいく計画であり、さらに気候変動への適応策も記載している。また各施策には持続可能な開発目標（SDGs）の達成を記載		

計画対象地域（日光市全域）



【実施体制】		日光市環境審議会
地方公共団体	都道府県	-
	政令指定都市	-
	市区町村	○
国の地方支分部局		-
有識者		○
事業者		○
団体（NPOなど）		○
住民		○
その他（ ）		-

- 計画の推進体制**
- (1)市民・事業者・滞在者・市が、それぞれの役割分担と環境パートナーシップのもとに連携し、環境の保全等に総合的・計画的に取り組む
 - (2)各種施策の実施状況と環境指標の状況を把握・評価し、環境の年次報告書にとりまとめ、広報紙や市のHPで公表



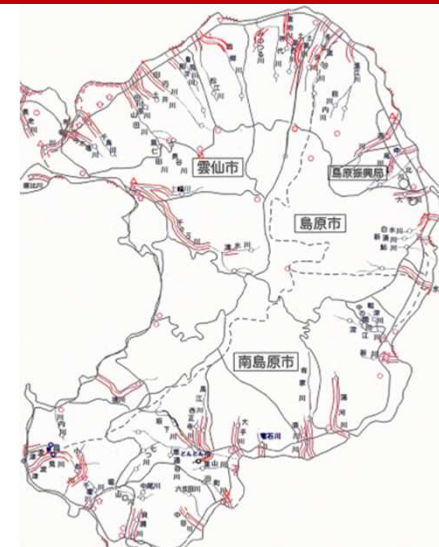
○計画の位置付け



上位計画および関連計画との整合を図っている

【改定】「第2期島原半島窒素負荷低減計画」の概要（H29.4 確認・公表）

計画名	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度版） （H28.3改定・R3.3改定）		
提出機関名	長崎県	対象地域	島原市・雲仙市・南島原市
メイン課題	地下水・水質改善・水利用		
計画概要	県内有数の農畜産業が盛んな地域である島原半島において、当該地域で貴重な水資源である地下水の硝酸性窒素負荷低減を図る計画		
計画の特徴	長崎県だけでなく、島原半島周辺の3市（島原市・雲仙市・南島原市）と一体となり、広域的な行政各部署の連携はもちろんのこと、農畜産業などの地域産業に携わる事業者とも協力して、地下水観測全地点で硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下となることを目指す計画		



計画対象地域（島原市・雲仙市・南島原市）

【実施体制】		島原半島窒素負荷低減対策会議	
地方公共団体	都道府県	○	<p>○計画の推進体制</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>住民</p> <p>農業者</p> <p>農業関係団体</p> <p>工場・事業場の事業者</p> <p>長崎県</p> <p>地元市（島原市・雲仙市・南島原市）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>住民の役割</p> <p>農業関係者の役割</p> <p>事業者の役割</p> <p>行政の役割</p> </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>計画に掲げた対策は、それぞれがその立場に応じて確実に実施することで初めて効果を現す</p> </div>
	政令指定都市	-	
	市区町村	○	
国の地方支分部局		-	
有識者		○	
事業者		○	
団体（NPOなど）		○	
住民		○	
その他（ ）		-	

【改定の趣旨等】これまでの取り組みにより、地下水定期モニタリング調査17地点のうち、環境基準超過地点数は8地点まで減少しているが、今後も最終目標である全地点での環境基準以下に向けて、長期的な継続した取り組みが必要なため、より一層の対策の推進に向けて、具体的な対策の数値目標や内容を見直すとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成も盛り込んで改定